その1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年　　月　　日

令和7年4月20日執行　丸亀市議会議員選挙

1

候補者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  （該当する方の番号に○をしてください。） | | 一般乗用旅客自動車運送  事業者との運送契約の場合 | | 2　左に掲げる契約以外の場合 | |
| 運送事業者等  （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | 住所 |  | | | |
| 氏名 |  | | | |
| 車種及び自動車登録番号  又は車両番号 | | 運送等年月日 | 運送等金額 | | 備考 |
|  | | 令和7年4月13日 | 円 | |  |
|  | | 令和7年4月14日 | 円 | |
|  | | 令和7年4月15日 | 円 | |
|  | | 令和7年4月16日 | 円 | |
|  | | 令和7年4月17日 | 円 | |
|  | | 令和7年4月18日 | 円 | |
|  | | 令和7年4月19日 | 円 | |

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が丸亀市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、丸亀市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合　64,500円

(2)　(1)以外の場合　16,100円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用された場合は、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7　5の場合には候補者が指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者が指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、丸亀市に支払を請求することはできません。